

国 土 交 通 省
新型インフルエンザ等
業 務 継 続 計 画

平成27年3月
(令和7年3月改定)
国 土 交 通 省

目 次

1. 本計画について	2
(1) 本計画の目的	2
(2) 国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係	3
(3) 本計画の適用範囲	4
(4) 政府及び国土交通省の体制	5
① 平時の体制	5
② 新型インフルエンザ等発生時の体制	5
2. 被害想定について	7
3. 業務継続計画の基本的な考え方について	8
(1) 国土交通省に求められる役割	8
(2) 業務継続の基本方針	8
4. 必要な人員、物資及びサービスの確保	16
(1) 人員計画の作成	16
(2) 物資・サービスの確保	19
(3) 情報システムの維持	20
5. 感染対策の検討・実施について	21
(1) 平時における感染対策の検討	21
(2) 発生時における感染対策	21
(3) 海外勤務する職員等への対応	23
(4) 特定接種について	23
6. 業務継続計画の運用について	25
(1) 業務継続計画の発動	25
(2) 状況に応じた対応	25
(3) 通常体制への復帰	26
(4) 教育・訓練	26
(5) 点検・改善	27

1. 本計画について

(1) 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

こうした要請を受け、平成26年3月31日の「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（第52回）で「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が決定された。同ガイドラインは、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し

必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とするものである。同ガイドラインでは、国民生活や関連業界に与える影響に鑑み、また、地方公共団体や民間事業者が計画を策定する際の参考となるよう適切な検討を行った上で、全ての府省等が同ガイドラインに沿って業務継続計画を策定、公表することが求められている。

本計画は、航空機・鉄道・船舶・バス等の公共交通機関の運行（運航）・安全確保、空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の国民生活上重要な施設の管理・安全確保、上下水道事業等のライフライン事業、災害時の情報提供・管制・治安維持等の国民に対する直接的なサービス提供といった国土交通省の所管業務及び国土交通省所管事業者の事業の継続・縮小又は中断が国民生活に与える影響に鑑み、またこれら事業者が計画を策定する際の参考となるよう、新型インフルエンザ等発生時の国土交通省における執務体制のあり方等を定めるものである。

（２）国土交通省業務継続計画（首都直下地震）との関係

業務継続計画については、すでに国土交通省業務継続計画（首都直下地震）を策定している。新型インフルエンザ等の業務継続計画を検討するにあたって、同業務継続計画との間では、国土交通省の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。

しかしながら、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、下表に掲げるような影響や特性がある。

項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを

	決める
被害の対象	○建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）
被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性がある、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される

このため、本計画においては、国土交通省業務継続計画（首都直下地震）における議論を参考としつつ、新型インフルエンザ等の場合において特に必要となる被害想定や人員計画等について個別に検討を行っていくこととする。

（３）本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、国土交通省本省のほか、以下の組織とする。なお、現場部門を有する組織については、現場の実態を反映した計画を適宜策定することとする。

- 施設等機関
国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所
- 特別の機関
国土地理院、海難審判所
- 地方支分部局
地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部
- 外局
観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁

このほか、独立行政法人について、特に国民生活に密接に関係する自動車の検査業務は、国民の移動手段の確保等を図るために新型インフルエンザ等発生時にも継続する必要があることから、独立行政法人自動車技術総合機構についても同様の計画を定め、国土交通省と連携して運用する。

（４）政府及び国土交通省の体制

① 平時の体制

平時における政府全体の体制としては、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、各府省等は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（主宰：内閣総理大臣、以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（議長：内閣感染症危機管理監）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進している。

また国土交通省においては、これまで国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部（本部長：国土交通大臣。以下「国土交通省対策推進本部」という。）を設置し、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画を決定（平成２０年３月）するなどの対策を実施してきたところであるが、直近では令和７年３月に、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。

② 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合の政府全体の体制としては、特措法第 15 条第 1 項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（本部長：内閣総理大臣、以下「政府対策本部」という。）が設置され、特措法第 70 条の 2 の 2 に規定する「新型インフルエンザ等対策推進会議」の意見を聴き、特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針の決定等を行うこととなる。

また、国土交通省においては、国土交通省対策推進本部が設置され、感染対策や業務継続・縮小の方針等について協議することとされている。

2. 被害想定について

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等と与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、本計画においては、職員の最大40％程度の欠勤を想定することとする。

3. 業務継続計画の基本的な考え方について

(1) 国土交通省に求められる役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国土交通省における新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者等の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

(2) 業務継続の基本方針

① 業務の仕分けの考え方

国土交通省では、職員の生命・健康を守るとともに、道路、空港、港湾等のライフラインや社会インフラの破たんを防止するため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業

務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

このため、強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務（以下「縮小・中断業務」という。）を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。また、縮小・中断業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。

② 発生時継続業務及び縮小・中断業務の具体的範囲

ア. 強化・拡充業務

発生時継続業務のうち強化・拡充業務については、以下のとおり、国土交通省における強化・拡充業務（アー１）と所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務（アー２）に分類して整理する。

アー１ 国土交通省における強化・拡充業務

（危機管理業務）

政府対策本部等への参加、関係機関との連絡調整、国土交通省対策推進本部の設置・開催、政府現地対策本部への職員の派遣、感染拡大等防止対策の推進等の業務がある。

（省内感染拡大防止対策業務）

国内外の職員への注意喚起、海外渡航中の職員の安否確認、職員の感染状況の把握、省内での新型インフルエンザ等対策に関する業務（福利厚生業務（感染者数の把握、マスクの配布等）、人事業務（休暇制度の運用等）、会計業務（庁舎管理、マスク・消毒薬の調達等）等がある。

（法令改正・事業者等に対する支援業務）

新型インフルエンザ等発生時に、状況に応じて行う可能性のある緊急の法令改正業務や、感染拡大による社会的・経済的影響を受けている事業者や地方公共団体への支援業務がある。

（広報業務）

国民及び所管事業者等に対し、感染状況や国土交通省の具体的な新型インフルエンザ等対策に関する最新の情報を提供するための広報関係業務がある。

ア－２ 所管事業者における強化・拡充業務への指導・支援等業務

（水際対策業務）

所管事業者等における強化・拡充業務としては、空港・港湾における検疫業務に対する協力、航空・海運の国際便に係る運航自粛の検討、海外渡航者に関する新型インフルエンザ等感染に係る注意喚起等がある。国土交通省においては、これら所管事業者等が実施する水際対策について、情報提供や注意喚起、連絡調整を含め、必要な指導や支援を行う業務がある。

（社会機能維持対策業務）

所管事業者等の行う事業のうち、公共交通機関の運行（運航）等については、新型インフルエンザ等発生時における社会機能維持のため、最低限必要な事業の継続、それ以外の事業の縮小又は中断、これら業務の仕分け、体制移行の時期等について検討・決定することが必要である。国土交通省としては、そのために必要な指導・助言や、経営に影響が生ずる場合の必要な支援等を行う業務がある。

（国内感染拡大防止対策業務）

不特定多数の者が出入する施設を管理する事業者や公共交通事業者等に対しては、事業者や国民の間における更なる感染拡大を防止するための対策等の推進を促すことが必要である。これを効果的に行うため、事業を所管する課室等において、所管事業者等における新型インフルエンザ等の感染状況等を把握し、必要な連絡・調整等業務を行う。

イ．一般継続業務

発生時継続業務のうち一般継続業務は、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間縮小又は中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。本業務については、以下のとおり国民に対する直接的なサービス提供業務（イー１）、社会インフラ維持業務（イー２）及び組織維持業務（イー３）に分類する。

イー１ 国民生活に必要なサービス提供業務

国土交通省においては、輸送機関の管制、治安維持、非常災害や事件・事故時における情報提供、輸送機関の検査、所管事業に関する許認可等、国民生活に必要なサービス等を提供している部門も多く、これらの業務については、新型インフルエンザ等まん延時においても、通常通りのサービス水準を維持することが必要となる。なお、これらの業務は国民生活に必要なサービスの一例であり、この他にも同種の業務として各課室等において必要なものについては本業務の対象とする。

イー２ 社会インフラ維持・安全確保業務

（公共交通機関の安全確保）

国土交通省においては、平常時から航空、鉄道、船舶、バス、タクシー等の公共交通機関の安全確保のために必要な指導・監査・検査等を行っているが、新型インフルエンザ等まん延時においても、これら公共交通機関による運行（運航）については、所管省庁として必要な安全確保に係る業務を行うことが必要であることから、一般継続業務の対象とする。

（生活関連施設の管理・安全確保）

所管する空港・港湾・道路・ダム・河川施設等の管理や上下水道事業等、国民生活の維持のために重要な施設の維持・管理や安全確保に関する業務・事業を平時から行っているが、新型インフルエンザ等まん延時においても、これらが同様に維持・管理され、国民が安心して利用できる状況が確保されることが必要であることから、本業務も一般継続業務の対象とする。

イー３ 組織維持業務

一方、組織維持のために必要な業務については、予算・国会・福利厚生・人事・会計等の業務のうち、強化・拡充業務以外のものが該当する。

これら業務については、具体的には、予算関連業務（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応等業務）、国会関連業務（質問・資料要求対応等業務）、福利厚生業務（職員の福利厚生等業務）、人事業務（人事発令、給与等業務）、会計業務（物品・サービス調達、官庁会計システム管理、庁舎管理等業務）がある。

なお、新型インフルエンザ等発生時においては、これらの業務量をできるだけ縮小する観点から、作業の発注・とりまとめを行う課室等において、可能な限り作業や手続きの簡素化を図り、作業を行う課室等における負担を軽減するための具体的な方策を検討する。

ウ．縮小・中断業務

縮小・中断業務については、発生時継続業務を非常時において推進するために一時的に縮小又は中断する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うことが必要である。

以上の①及び②の内容につき以下表を参照。

		業務の性格	業務の具体例
発生時継続業務	強化・拡充業務	●新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの	アー１ 国土交通省における強化・拡充業務 →感染症危機管理業務、緊急の法令改正業務、感染拡大により経済的影響を受けている事業者等への支援業務、広報業務 アー２ 所管事業者等における強化・拡充業務 →所管事業者等に対する水際対策の要請業務、業務継続のための支援業務等
	一般継続業務	●最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの	イー１ 国民生活に必要なサービス提供業務 →災害・事故対応業務、所管事業に関する許認可業務等 イー２ 公共交通機関の安全確保 →安全確保のための監査業務、インフラ施設の維持管理業務等 イー３ 組織維持業務 →予算・国会・福利厚生・人事・会計等の業務
縮小・中断業務		●発生時継続業務以外の業務で、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断することが可能な業務	ウ その他の業務

③ 発生時継続業務の継続方針

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。また、同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされている可能性がある。このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 140 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

新型インフルエンザ等発生時において、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、そのような場合は職場における感染対策の徹底やテレワークの実施等により業務を継続する。

発生時継続業務の着実な遂行のため、平時から発生時継続業務等の業務の仕分けを行い、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。なお、ここでいう「初動期」及び「対応期」の定義はそれぞれ国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画Ⅰの２に規定する内容のとおりとする。

（初動期）

統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう準備する。

（対応期のうち封じ込めを念頭に対応する時期）

政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定されることから、省内の感染対策を拡充するとともに、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。

（対応期のうち病原体の性状等に応じて対応する時期）

ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、政府は新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていくことが想定される。まん延防止対策の実施や感染拡大に伴う欠勤率の上昇等により、発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

（対応期のうちワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、政府は、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置についてリスク評価に応じて縮小等の検討をするとともに、実施体制について縮小することが想定されるため、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、省内における必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

4. 必要な人員、物資及びサービスの確保

(1) 人員計画の作成

3.(2)においては、新型インフルエンザ等まん延時において優先的に行うべき業務について分類した。

各課室等においては、この分類に基づく業務の仕分けを行い、課室等・係単位で必要となる人員を確保するための人員計画を作成する。その際、職員の欠勤率を最大40%程度と想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。また、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で、人員計画を作成する。併せて、以下の点にも留意する。

① 人員の確保

①強化・拡充業務と②一般継続業務に対する平常時と同様の人員の割当が不可能な場合、原則として、一次的には当該業務の執行体制を合理化した体制での同一課室等での処理を行った上で、それが不可能な場合においては、他の課室等からの応援要員を一時的に置くことを検討する。

応援要員の配置については、原則として、同一の局・部等、各課室等における共通の上部組織の下にある他の課室等から人員を融通することとし、その際の調整については、融通を行う複数の各課室等のほか、当該局・部等におけるとりまとめの課室等が関与して行う。

この部署間応援及びそのために必要な調整については、原則として同一庁舎内を想定しているが、特に現場組織等において有資格者を確保する必要性が高く、他の庁舎における職員との調整が可能である場合等において

は、他庁舎との間における検討を行うことも考えられる。なお、それでも有資格者を確保できないような場合には、サービスの品質や安全の確保の観点から、業務全体の縮小を含めて検討を行う。

また、応援要員が新型インフルエンザ等発生時に他の課室等の業務を行う事態に備えて、発生時継続業務を実施するための専門知識が必要な場合においては、マニュアルの準備・平時からの認識の共有や教育訓練などにより、代替性を高めておくことが必要である。

なお、各課室等において作成した人員計画については、新型インフルエンザ等発生時において現実に効果的な活用ができるよう、職員感染時における人事上の措置を含む対応、感染リスクのある職員の把握による計画発動時期の見極め、必要な人員を勤務形態の工夫によって確保する方法等に留意する必要がある。

② 感染した職員等の服務上の扱い

新型インフルエンザ等に感染した職員に対しては、病気休暇の取得を呼びかける。当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則10－4第24条第2項に基づく就業禁止とすることができる。

一方、濃厚接触者として、感染症法第44条の3第1項の規定に基づき外出自粛要請等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、人事院規則15－14第22条第1項第17号に基づく特別休暇の取得を呼びかける。

③ 勤務形態・通勤方法の検討

本省等（国土交通省本省、国土交通政策研究所、海難審判所、観光庁及び運輸安全委員会の本庁をいう。）に勤務する職員については「国土交通本省等テレワーク実施要領」に従って、その他部署の職員については各部署

で定める要領に従って、それぞれテレワークを行うことが可能であり、新型インフルエンザ等まん延時には、職場における感染拡大を防ぐため、テレワークを推奨する。

また、保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合については、各種休暇の取得を原則とするが、やむを得ず勤務を行う場合は、フレックスタイム制やテレワーク等を利用し、職場勤務と同様に職務に専念できるような措置を講じること。

さらに、新型インフルエンザ等まん延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、公共交通機関の運行状況や混雑状況を考慮し、必要に応じてフレックスタイム制、早出遅出勤務の活用による時差出勤や交代での勤務を実施する。

一方、通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、自転車等通勤者のための駐輪場の確保についても検討する。

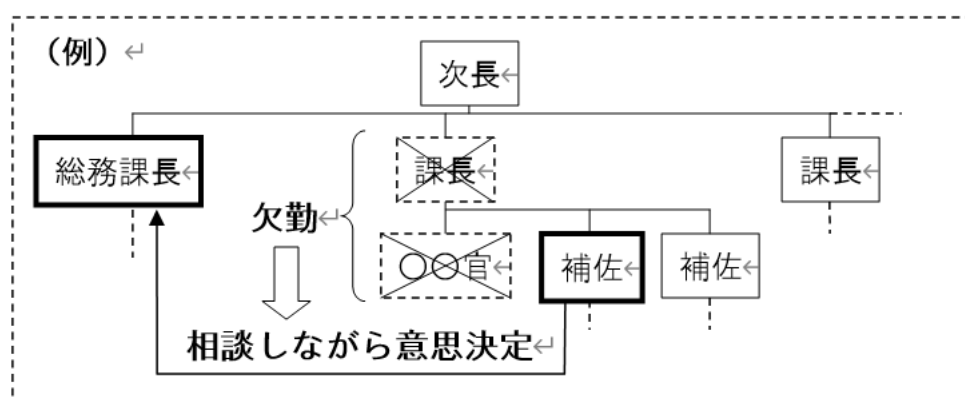
④ 意思決定のできる執務体制の確保

新型インフルエンザ等まん延時には、通常時にも増して、各課室等（※１）における意思決定過程に係る執務体制を確保しておくことが重要である。本計画においては最大で職員の４０％が欠勤する想定であり、特に、同一部局内で同一の業務を担当する立場の近い複数の者は常に近距離で執務・対話していることから同時期に感染する可能性がある。このため、意思決定過程に係る業務を行う複数の職員が同時期に感染し、欠勤した場合には執務体制に問題が生じると考えられる。

※１ 各課室等とは、…課、…室、…官付、…本部、…支局、…現場チーム等のように、組織上同一の名称を有する同一場所における１０～２０名程度の組織を想定しているが、各課室等の実情に応じ、複数組織として又は組織を分割して検討を行うことも可能である。

たとえば、ある課室等における欠勤人数が2～3名であったとしても、それが課長及び代決権者（※2）である課長補佐又は官職にある者等であった場合には、その課室等では組織としての意思決定が困難になるため、それ以外の課長補佐が総務課長に相談しながら意思決定を行っていく等の措置が必要になると考えられる（下図参照）。

※2 代決権者とは、国土交通省決裁規則（平成13年国土交通省訓令第1号）第2条の代決権者をいう。



図：課長と代決権者等が欠勤した場合の意思決定

このように、課室長等が不在の場合、基本的にはその上司や課長補佐等が一時的に業務を代行することが必要になると想定されるため、その際の業務執行体制や代行予定者に対する事前の研修について予め確認しておくことが必要である。

（2）物資・サービスの確保

業務の継続を行うためには、庁舎管理や警備・清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。このため、必要な物資について計画的に備蓄を進めるほか、物資・サービスを提供する委託事業者に対し、可能な限り業務を継続するよう要請するとともに、当該事業者の業務継続が難しい場合における代替策について検討を行う。

また、国土交通省共済組合が運営する診療所においても、新型インフルエンザ等発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、必要な感染症対策物資の備蓄方針を検討する。

（３）情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時には、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるほか、テレワークを実施する職員が増加することも想定されるため、情報システムの維持は不可欠である。このため、システムを所管する各課室等においては、新型インフルエンザ等の感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等を想定し、十分な備えを行っておくとともに、アクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性も想定し、稼動可能性の有無やバックアップ体制等について検討する必要がある。

5. 感染対策の検討・実施について

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するため、必要十分な感染対策を講じる必要があることから、以下の方針で感染対策を検討・実施することとする。

(1) 平時における感染対策の検討

主に以下の点について、各課室等において検討する。

- ・発熱や咳などの症状がある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ方法
- ・多数の者と接触する機会のある課室等においては、訪問者に対しても、その理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施を要請すること
- ・職場で感染の疑いのある者が発見された場合を想定し、対処する作業班を選定
- ・個人防護具や消毒薬等の備蓄

(2) 発生時における感染対策

各課室等において、以下のとおり対応することとする。なお、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、必要に応じ、その局面における最新の知見に基づいて対応する。

① 一般的な留意事項

職員に対し、

- ・発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること
- ・換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと
- ・出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること

と

について注意喚起を行う。

② 職場における感染対策の実行

職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、

- ・ 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う
- ・ 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う
- ・ 来訪者について、発熱症状のある場合には庁舎及び事務室等への入館を控えてもらうよう呼びかける看板等を庁舎等入口に掲示し、来訪者への理解を促す。また窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を可能な限りとれるような配置とし、必要に応じマスクの着用を促す。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼びかけるポスターやチラシを作成し、来訪場所入口などに掲示する

といった方法等により、職場の感染対策を行う。

また新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられるため、エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい。

③ 職員の健康状態の確認等

職員が新型インフルエンザ等に感染し、又は新型インフルエンザ等とみられる症状を発症した場合には、「新型インフルエンザ等の連絡体制について（変更）」（平成27年3月30日国官福第808号）等に基づき、速やかに感染の経緯、症状等について大臣官房福利厚生課に情報を集約する。

④ 庁舎内で職員が発症した場合の対応

病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

(3) 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ・発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ・発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。
また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- ・海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む。）に影響を与えることが想定されることから、最新の情報、要請等を参考に、具体的な対応方針等を可能な限り検討する。

(4) 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時におこなわれる予防接種をいう。具体的な接種対象者については「新型インフルエンザ等政府行動計画ガイドラ

イン」(令和6年8月30日内閣危機管理監決裁)予防接種・ワクチン編の別添において示されており、国土交通省関係では、航空管制や危機管理等の業務に従事する職員が該当する。

なおワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

6. 業務継続計画の運用について

以上のような考え方に基づいて作成した業務継続計画の運用については、以下のとおりとする。

(1) 業務継続計画の発動

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、統括庁と緊密な連携を図りつつ、国土交通省新型インフルエンザ等対策推進本部を開催するとともに、速やかに予め定めておいた業務継続計画上の体制に移行する。

この移行時期については、政府対策本部の決定等を勘案しつつ大臣官房危機管理室において示すこととするが、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、大臣官房危機管理室が示す前の時点において同体制に移行することを妨げるものではない。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

(2) 状況に応じた対応

各課室等における人員計画の実施責任者は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。また、人員体制等を状況に応じて柔軟に変更できるよう、必要に応じ、複数の選択肢を用意しておくことが望ましい。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられ

るが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

（３）通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。なお、この場合においても、各課室等における業務や職員の状況を勘案して、引き続き業務継続計画上の体制を維持することを妨げない。

（４）教育・訓練

本業務継続計画については、課員に対して周知し、理解させることが必要である。特に、誰が欠勤するかによって職員に対する具体的な業務の割り当て方が異なってくることから、想定欠勤者数が課室等内において発生した場合を想定し、想定欠勤者を課室等の職員に対してランダムに割り当てた場合の対応について数パターンを設定して確認するなど、図上訓練を含めた教育や訓練を実施し、課室等の職員に対し、業務継続計画の考え方や具体的な運用方法について理解を深めることが望ましい。

また、新型インフルエンザ等発生時に支障なくテレワークを実施できるよう、定期的に、利用マニュアルの周知や接続テストを行うよう努める。

さらに、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、適切な個人

防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、個人防護具の着脱訓練等の実践的な教育・訓練を行うことが望ましい。

（５）点検・改善

業務継続計画の策定後における人員計画の作成状況、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等については、各課室等の取組状況を確認し、必要に応じ改善を求める。また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合や新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更が行われた場合等には、適時適切に業務継続計画の改正を行うこととする。